堺市監査委員公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月29日

堺市監査委員 小 堀 清 次

同 田渕和夫

同 藤坂正則

同播磨政明

監查結果報告

第1 監査の種類 定期監査及び行政監査

第2 監査の対象 会計室

第3 監査の対象期間

令和4年度(令和4年4月1日~令和4年10月31日) ただし、必要に応じて令和3年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和4年11月1日~令和5年3月29日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、 公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。 監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 物品購入について

物品購入に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 委託料について

委託料に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

4 財務会計システムの運用管理について

財務会計システムの運用管理に係る事務について調査した結果、特に指摘 すべき事項はなかった。